

和歌山県パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き



和歌山県

目 次

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ	1
2. 宣誓することができる方	1
3. 手続きの流れ等	2
(1) 手続きの流れ	2
(2) 県が交付する宣誓書受領証のイメージ	3
(3) 手数料等	3
(4) 宣誓書受領証に記載される交付日	3
4. 事前調整	4
(1) 事前調整をお願いする理由	4
(2) 連絡先・連絡方法	4
5. 宣誓に必要な書類	4
(1) 様式の入手先	4
(2) ご提出いただく書類	5
(3) 宣誓書類の提出先	5
6. 本人確認	5
(1) 本人確認の方法	5
(2) 本人確認を実施できる日時	6
(3) 本人確認に必要なもの	6
7. 宣誓後について—宣誓書の写し・宣誓書受領証の再交付等	7
(1) 宣誓書の写し・宣誓書受領証の再交付	7
(2) 宣誓書受領証等に関する申立	7
(3) 宣誓書受領証の返還	7
(4) 宣誓者のいずれかが死亡したとき	8
8. 自治体間連携について	8
(1) 連携自治体で宣誓した方が和歌山県に転入した場合	8
(2) 和歌山県で連携した方が連携自治体に転出した場合	9
9. Q & A	9

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

和歌山県では、社会のあらゆる場面で、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、現行法制度の中で、性的少数者の方々の生活上の障壁をなくすことを目的に、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的少数者である方々が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が、お二人が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付する制度です。

性的少数者とは

自己の恋愛感情若しくは性的感情の対象となる性別が異性のみでない者又は自己の性別についての認識が出生時に届けられた性と異なる者をいう。

パートナーシップ関係とは

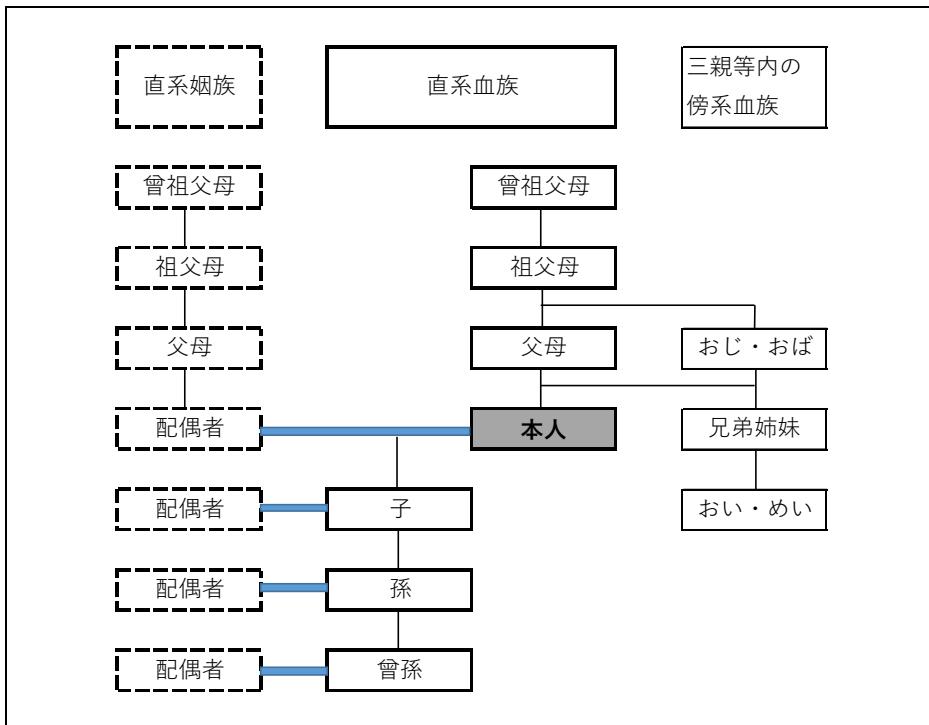
互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した一方又は双方が性的少数者である二人の者の間の関係をいう。

2. 宣誓することができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の項目をすべて満たす必要があります。

- (1) 成年に達した者であること。
- (2) パートナーシップの宣誓の当事者のうち、少なくともいずれか一方が県内に住所を有する者であること又は宣誓書を提出した日から起算して3か月以内に県内に住所を移す予定がある者であること。
- (3) パートナーシップの宣誓のいずれの当事者も、現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ関係になること。
- (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナーと民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族）ないこと。（ただし、当該関係がパートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）

〈参考〉民法が規定する婚姻できない親族関係
(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)



3. 手続きの流れ等

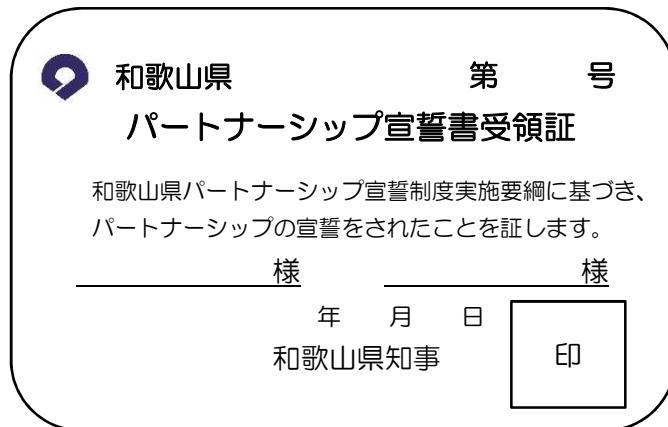
(1) 手続きの流れ

- 事前調整** 電子申請又は電話により県へご連絡ください。
この事前調整において、その後の手続の日時等の打合せを行います。 → 詳細4ページ
- ↓
- 書類の事前提出** 県ホームページから申請書等の様式をダウンロードし、記入の上、郵送で書類をご提出ください。 → 詳細4ページ
- ↓
- 書類確認** 県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールにより宣誓者へご連絡します。
- ↓
- 本人確認** 原則としてWeb会議により、本人確認書類の提示を受け確認を行います。Web会議システムで行うことが困難な場合には、県が適切な場所を確保して対面で実施します。 → 詳細5ページ
- ↓
- 宣誓書受領証の交付** 県は、要件を満たしていると認める場合、宣誓書受領証及び受付印を押印した宣誓書の写しを宣誓者に交付（郵送）します。

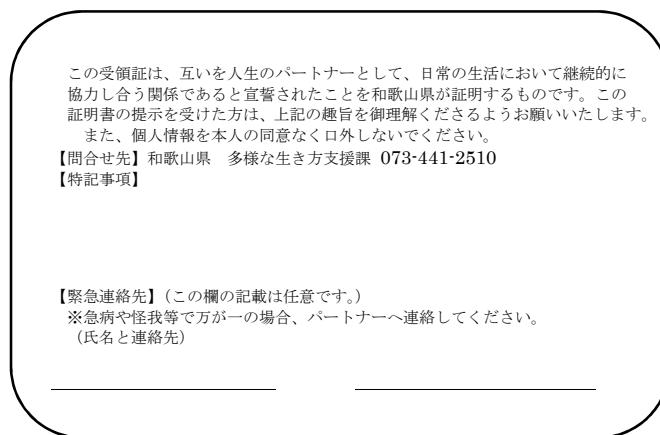
(2) 県が交付する宣誓書受領証のイメージ

和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証（クレジットカードサイズ）

(表面)



(裏面)



(3) 手数料等

宣誓には、手数料はかかりません。

ただし、以下は宣誓者の自己負担となります。

- 住民票の写し等の必要書類の発行手数料
- 郵送で宣誓書等を提出する場合の郵送料
- 手続に係るご自身の通話料・通信料
- 書類提出や宣誓書受領証等の交付のために来庁する場合の交通費 など

※県から宣誓書受領証を交付する際の郵送料や、本人確認に Web 会議システムを利用する場合の県側の通信料を請求することはありません。

(4) 宣誓書受領証に記載される交付日

宣誓書受領証に記載される交付日は、原則として県が本人確認を行った日付となります。

4. 事前調整

必ず、本人確認希望日の10日前までに事前連絡をお願いします。また、希望日の3か月前から事前連絡を受け付けます。

(1) 事前調整をお願いする理由

- 様式の誤り、添付書類の不足などを防ぐため
- 手続の日程を調整するため
- 対面により本人確認を実施する場合にプライバシーに配慮した場所等を確保するため

(2) 連絡先・連絡方法

- 事前調整に必要な事項を漏れなく確認するため、なるべく電子申請をご利用いただきますようお願いします。

連絡先：和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 多様な生き方支援課

●電子申請

以下で、随時受付します。

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度の事前調整に係る県への連絡」

URL: <https://logoform.jp/f/YFz3t>



●電話 073-441-2510 FAX 073-441-2501

○開庁日の9時から17時45分まで

○開庁日：祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日

○担当者が不在の場合は、折り返しの対応となります。

5. 宣誓に必要な書類

(1) 様式の入手先

宣誓様式は以下の県のホームページからダウンロードしてください。

- 宣誓者は、下記のホームページから宣誓書などの様式をダウンロード（A4判）し、記入の上、必要書類とともに郵送により県へご提出ください。
- プリンターをお持ちでない場合は、宣誓様式を県から郵送します。

和歌山県パートナーシップ宣誓制度のご案内のページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/minority/d00208844.html>



(2) ご提出いただく書類

- ① パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式）
 - ・必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ② お二人の住民票の写し（いずれも世帯全員分）
 - ・3か月以内に発行されたもの1人1通ずつ提出してください。
 - ・お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
 - ・住民票の写しには、本籍地、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。
 - ・住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます。
 - 「住民票記載事項証明書」氏名、生年月日及び住所が記載されたもの
 - 「戸籍の附票の写し」
 - ・和歌山県への転入を予定されている場合は、現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等を提出してください。受付後は、転入予定者受付票（別記第2号様式）を交付します。転入後、速やかに住民票の写しを提出してください。
- ③ 独身証明書その他これに類する書類
 - ・独身であることを証明する書類として独身証明書又は戸籍抄本の写しを1人1通ずつ提出してください。（3か月以内に発行されたもの）
 - ・独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。
 - ・外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ④ その他知事が必要と認める書類
 - ・宣誓書に子の氏名を記載するときは、お子様との関係性を確認できる書類として、住民票の写し若しくは戸籍抄本の写しを提出してください。
 - ・②で提出する書類で確認できる場合は提出不要です。

(3) 宣誓書類の提出先

〒640-8585

和歌山県多様な生き方支援課（専用郵便番号のため住所記載不要）

※パートナーシップ宣誓制度担当者宛 親展 と記載してください。

6. 本人確認

(1) 本人確認の方法

- Microsoft Teams の Web 会議システムを用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。（宣誓者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません。）
- スマートフォン又はパソコン（マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの）が必要です。
- Web 会議システムで行うことが困難な場合には、事前調整の際にその旨お申し出いただくとともに、希望する実施場所を、以下から選択してください。

■対面により本人確認が実施できる場所

- ・和歌山県庁本庁（和歌山市小松原通1-1）
- ・那賀振興局（岩出市高塚209）
- ・伊都振興局（橋本市市脇4-5-8）
- ・有田振興局（有田郡湯浅町湯浅2355-1）
- ・日高振興局（御坊市湯川町財部651）
- ・西牟婁振興局（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- ・東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘2-4-8）

※希望に応じて個室を御用意します。

(2) 本人確認を実施できる日時

- ・祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日
- ・9時から17時45分までの間

※希望日の10日前までに事前連絡をお願いします。

(3) 本人確認に必要なもの

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）又は運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証（※）など（届出者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。）
- ③ 通称名を使用する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

※官公署が発行した免許証などの例

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、獣銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇（ひ）護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が提示が必要なもの（例）
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） <input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明証（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

7. 宣誓後について — 宣誓書の写し・宣誓書受領証の再交付等

- ・宣誓後、利用可能な行政サービスの提供、再交付の手続に関する御案内などのため、多様な生き方支援課からメールにより年1回程度連絡します。
- ・再交付等の手続きが必要なときには、多様な生き方支援課へ事前にご連絡ください。
(4ページを参照)。

(1) 宣誓書の写し・宣誓書受領証の再交付

- 紛失や毀損などの事情により宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、申請が必要です。
- 「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(別記第4号様式)により申請してください。
- 紛失等で返還できない場合を除き、上記再交付申請書に宣誓書受領証を添付して返還してください。
- この申請は郵送で行うことができます。県は、書類確認後、申請者の本人確認を行います。
- 本人確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓受領証等を交付（原則として郵送）します。

(2) 宣誓書受領証等に関する申立

- 「パートナーシップ宣誓書受領証」に子の氏名を記載している場合、満15歳に達した子本人が、自身の氏名等を削除するための申立てをすることができます。「パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書」(別記第5号様式)に以前に交付した宣誓書受領証（2人分）を添えて提出してください。

(3) 宣誓書受領証の返還

- 以下に該当する場合は、宣誓書受領証の返還が必要です。

- ① 宣誓者のパートナーシップ関係が解消されたとき。(宣誓者のいずれか一方が死亡した場合を除く。)
- ② 宣誓することができる方の要件（1ページ参照）を満たさなくなったとき。
- ③ 双方が県内に住所を有しなくなったとき。(※)
- ④ 以下の事由により、パートナーシップの宣誓が無効となる場合。
 - (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (2) 宣誓書受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認められるとき。

※パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している他の自治体へ転出し、転出先においても同様の制度利用を希望する場合は、和歌山県への返還は不要です。転出先の自治体において返還してください。(手続きの詳細については、転出先自治体にご確認ください。) 自治体間連携についての詳細は8ページを参照。

- 「パートナーシップ宣誓書の写し等返還届」（別記第6号様式）により届け出て、宣誓書受領証等を返還してください。

（4）宣誓者のいずれかが死亡したとき

- 宣誓者のいずれか一方が死亡したときは、宣誓書受領証の返還は不要ですが、その旨多様な生き方支援課までご連絡ください。
連絡先 電話：073-441-2510 e-mail:e1105001@pref.wakayama.lg.jp
FAX：073-441-2501

8. 自治体間連携について

宣誓者の転居時の負担を軽減するため、令和6年11月1日から同様の制度を実施している自治体と連携し、連携自治体間で転居する場合に必要となる手続きの簡素化を図っています。パートナーシップ制度連携自治体一覧については、ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/minority/d00208844.html>



（1）連携自治体で宣誓した方が和歌山県に転入した場合（継続申告）

【継続申告の対象者】

連携自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた方のうち、和歌山県パートナーシップ宣誓制度における宣誓要件をすべて満たす方。

【他自治体との連携により不要となったもの】

- ① 転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続
- ② 再度の宣誓手続
- ③ 現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等の提出）

【必要な書類】

以下の書類を、郵送又は持参により提出してください。

- ① 転居前に連携自治体において交付された宣誓書受領証又はこれに準する書類
- ② パートナーシップ宣誓継続申告書（別記第3号様式の2）
 - ・必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ③ お二人の住民票の写し（いずれも世帯全員分）
 - ・3か月以内に発行されたもの1人1通ずつ提出してください。
 - ・お二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
 - ・住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます。
「住民票記載事項証明書」指名、生年月日及び住所が記載されたもの
「戸籍の附票の写し」
- ④ その他
 - ・宣誓書に子の指名を記載するときは、お子様との関係性を確認できる書類として、住民票の写し若しくは戸籍抄本の写しを提出してください。
 - ・③で提出する書類で確認できる場合は提出不要です。

【宣誓書類の提出先】

郵送の場合：〒640-8585 和歌山県多様な生き方支援課（専用郵便番号のため住所記載不要）※「パートナーシップ宣誓制度担当者宛 親展」と記載してください。

持参の場合：和歌山県多様な生き方支援課（和歌山県庁（和歌山市小松原通1-1）本館1階）
※個室の確保等が必要な場合は、事前にご連絡ください。（電話：073-441-2510 メール：e1105001@pref.wakayama.lg.jp）

（2）和歌山県で宣誓した方が連携自治体に転出した場合

- ・和歌山県への受領証の返還手続き（7ページを参照。）が不要となり、連携自治体に返納していただきます。
- ・その他手続きの詳細は、転出先自治体にご確認ください。

9. Q&A

1：婚姻制度と和歌山県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、和歌山県パートナーシップ宣誓制度は、和歌山県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。
また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

2：宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

一方又は双方が性的マイノリティであるパートナーであれば、同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。なお、現に婚姻している場合は宣誓できません。

3：一方のみが和歌山県内に住所を有していれば宣誓できるのはなぜですか。

カップルによっては、様々な理由があり、お二人とも和歌山県内に居住していない（できない）場合があります。

活用しやすい制度とするため、いずれか一方が和歌山県民であれば、宣誓できるようにしているものです。

4：なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

和歌山県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

5：和歌山県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

制度の利用や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料や本人確認にWeb会議システムを利用する場合の自身の通信料、宣誓場所までの交通費は自己負担となります。

6：手続には事前連絡等が必要ですか。

宣誓の方法を御案内して、本人確認の日程等を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。とりわけ急なご来庁には対応できない場合がありますので、ご承知くだ

さい。また、原則として郵送やインターネットを利用した手続を行います。郵送には日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

7：事前調整、宣誓、本人確認等の手続ができるのは平日のみですか。

事前調整のための電子申請は随時受け付けます。(電子申請を受けて県からご連絡するの
は、翌開庁日(※)となります。)また、電話による事前調整は、県庁の開庁日の9時から
17時45分までの間に応対させていただきます。

※祝日と年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く月曜日から金曜日。

8：プライバシーは守られますか。

宣誓者のプライバシーを確保するため、原則として郵送及びWeb会議システムを活用して手続を行います。対面での手続を希望される場合には、個室スペースで手続を行うこととしています。また、担当する県職員が手続に当たりますが、宣誓者の個人情報については、地方公務員法上の守秘義務が課せられていますのでご安心ください。

なお、受領証の提出先から、和歌山県が受領証を交付しているかどうかについて確認を求める際は、回答する場合があります。

9：土日など、休みの日に本人確認を実施することはできますか。

宣誓は祝休日や年末年始を除く月曜日から金曜日で設定させていただきます。

時間は9時から17時45分の間に調整させていただきます。

10：通称名は使用できますか

性別に違和感があるなど、知事が認める場合は、通称名を使用することができます。
通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類(社員証や郵便物等)をご提示していただく必要があります。通称を使用した場合は交付する受領証の裏面の特記事項に戸籍上の氏名を記載します。

11：宣誓書受領証等に子の氏名等を記載できるようにしたのはなぜですか

一方の当事者に子どもがいる場合、園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができます。子の氏名等の記載があれば、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることが期待されます。

12：受領証はいつ交付されますか。

本人確認手続(Web会議システムを活用又は対面)において、宣誓等に不備がないことや宣誓要件に該当していること等を確認の上、後日郵送により交付します。宣誓者のお手元に届くまで1週間程度かかります。

13：有効期限はありますか。

有効期限はありません。

14：受領証にはどのような使い道がありますか。

受領証を提示することで利用できるサービスについては、随時県のホームページにおいてお知らせします。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/minority/d00208844.html>



15：県外に転出する場合、宣誓書受領証を返還する必要がありますか。

一方又は双方が県外へ転出することで、双方とも県内に住所を有しないこととなるときは、受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出してください。

16：パートナーが亡くなりました、宣誓書受領証等は返還しなければなりませんか。

宣誓書受領証等の返還は不要です。

ただし、亡くなられた場合、パートナー関係が解消されたことを把握する必要があるため、その旨ご連絡ください。

17：なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

県が受領証を交付する際には、住民票の写しや独身証明書のほか、マイナンバーカードなどの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、証明書等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、証明書等を返還していただきます。

和歌山県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き(第3版)

発行 令和6年11月

和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL:073-441-2510 FAX:073-441-2501

e-mail:e1105001@pref.wakayama.lg.jp